

第52回 研究倫理審査委員会【議事要旨】

日時 平成25年3月14日（木）午後2時00分～午後6時15分
場所 本学 大会議室
出席者 【学内委員】
平野委員（委員長）、三島委員（副委員長）、秦委員、永江委員、
加藤委員
【外部委員】
内藤委員、木村委員
【事務局（記録）】
大地本（事務室管理課）
欠席者 【外部委員】 松本委員

〈議事〉

1. 平成25年2月提出申請書（4件）の審査について

- (1) 申請番号104（申請者：平井由佳）
- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
 - ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。
- 1) 結果的に個人が特定される（特定することが可能である）のに、研究計画書において、個人が特定されないことが前提となっており矛盾がある。この矛盾を整理した上で、研究方法を再検討し、依頼書等の書類を修正すること。
 - 2) 研究協力者、説明者など本件研究に関わる人の整理と定義づけを明確にすること。
 - 3) 対象者への調査内容の内、歯科医院に何をどれくらいの時間依頼するのか明確にすること。その際、アンケート配布をする診療日と回収する診療日をずらすなど工夫し、通常の歯科診療に付加される対象者及び歯科医院の時間的負担感に配慮すること。
- (2) 申請番号105（申請者：三原かつ江）
- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
 - ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。
- 1) 研究協力の撤回が可能となっているが、辞退にかかる手続方法と書類が明らかでない。どの時点まで撤回可能であるか整理した上で、手続方法と書類を示すこと。
- (3) 申請番号106（申請者：松谷ひろみ）
- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
 - ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。
- 1) 対象者の選定手順が分かりにくいので、明確にすること。
 - 2) 研究協力者と研究対象者への依頼文が同じものとなっている。（資料5・6）

研究対象者にとっては、文字が多く分かりづらいと思われるので、研究対象者用に、別途分かりやすい依頼分を作成すること。

(4) 申請番号107 (申請者：吾郷美奈恵)

- ・審査の過程で確認すべき点があり、申請者に対してヒアリングを行った。
- ・審査した結果、下記の条件を附することにより承認することとした。

- 1) 研究倫理審査判定において必要とするので、本申請において添付されていないその他の資料(質問内容をもう少し詳しく示すもの)を提出すること。
- 2) 研究データは他の目的に使うことはない、と申請書5(1)に記載されているが、依頼文「研究協力をお願い」には記載はない。研究によって得たデータの取扱について明確にすること。

2. 第51回委員会(平成25年2月7日)における「条件付き承認」とされた申請の再審査3件及び新規提出1件にかかる書類審査の結果について

下記4件について、再審査及び書類審査(迅速審査)の結果を、平野委員長から報告された。

【再審査・書類審査(迅速審査)の状況】

- 審査日時 2月27日(水)
- 審査委員 平野委員長、秦委員、永江委員

【判定結果】

(1) 再審査

- ・申請番号99 (申請者：川瀬淑子) → 「承認」
- ・申請番号100 (申請者：吉川洋子) → 「承認」
- ・申請番号101 (申請者：吾郷美奈恵) → 「承認」

(2) 新規書類審査

- ・申請番号103 (申請者：嘉藤 恵) → 「承認」
- ※規程第8条第1項第3号(既承認済み研究類似)に該当。

3. 次回委員会の開催日について

新年度初めての次回(第53回)委員会については、任期満了により木村委員が退任されること、本日欠席の松本委員の出欠が確定していないこと、新たに任命される委員の出欠も確定していないこともあり、次の二つの日程を予定する。

内藤委員は、第1案(4月11日開催)の場合都合が付かないことから、松本委員が出席できる場合は、通常日程の第1案(4月11日開催)、松本委員も都合が付かない場合は、第2案(4月18日開催)とすることが確認された。

- ◆第53回委員会【第1案】平成25年4月11日(木) 15時30分から
- 【第2案】平成25年4月18日(木) 15時30分から

～ 以上 ～